

公益財団法人長崎縣市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金交付規程

平成25年4月8日

規程第23号

改正 平成29年6月12日 規程第4号

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人長崎縣市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付するハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金（以下「市町交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 市町交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金をもって長崎県が協会に交付する長崎県交付金を財源とする。

(市町への交付基準)

第3条 市町交付金の市町への交付については、その額の100分の30を均等割、100分の70を人口割として行う。

(交付金の対象事業)

第4条 市町交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

(預金利息等)

第5条 市町交付金の預金から生じる利息等は、収支予算に計上して、市町交付金に編入するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第6条 市町交付金の交付を受けた市町は、その用途について協会に報告するものとする。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人長崎縣市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。